

介護職員による医療的ケアに関する指針

(目的)

第1 この指針において、社会福祉法人魚野福祉会が設置運営する特別養護老人ホームうおの園（以下「事業所」という。）における認定特定行為業務従事者（以下「業務従事者」という。）によるたん吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）（以下「たん吸引等」という。）の業務方法等必要な事項を定め、たん吸引等の安全かつ適正な提供体制の確保を図るものとする。

(たん吸引等を行う職員等)

第2 事業所においてたん吸引等を行う業務従事者は、別紙1「認定特定行為業務従事者名簿」のとおりとする。

(連携体制及び実施上の手順)

第3 事業所は、たん吸引等を必要とする入居者（以下「対象者」という。）に対し、たん吸引等を行うにあたって、業務従事者は医師及び看護職員等（以下「医療関係者」という。）と連携を図るものとし、実施上の手順及び必要な書類については、別紙2「たん吸引等の実施体制図及び実施上の手順」のとおりとする。

(1) 対象者等の説明及び同意

事業所は、医師の指示、具体的なたん吸引等の手順、具体的な緊急時の対応手順などについて、対象者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行い、十分な安全確保が図られている中で実施されていることについて、対象者から「説明書兼同意書」（様式1）により同意を得た上でたん吸引等を実施するものとする。ただし、同意を受けた内容に変更が発生した場合は再度説明し、同意を得ることとする。

(2) 医師の指示

事業所は、対象者の希望、心身の状況等を踏まえ、従事者によるたん吸引等のケアに際し、「指示書」（様式2）により医師から個別に指示を受けるものとする。

(3) 計画書の作成

事業所は、個々の対象者の希望及び心身の状況並びに医師の指示を踏まえ、実施するたん吸引等の内容等を適切かつ安全なものとするため、「実施計画書」（ケアプランに記載）を作成し、医療関係者、対象者及びその家族等との認識の共有を図るものとする。

なお、作成した「実施計画書」については、対象者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて適宜内容等の検証や見直しを行うものとする。

(4) 実施状況の報告

業務従事者は、たん吸引等を実施した日、実施内容、実施結果等を記載した「実施状況報告書」（様式3）を作成し、看護職員への情報提供を行うとともに、医師への報告と確認を行うものとする。

(安全体制)

第4 事業所は、たん吸引等を安全に実施するため、「吸引等安全対策委員会運営規程」に基づき、施設長を委員長とする吸引等安全対策委員会を設置するものとする。

(研修体制)

第5 事業所は、たん吸引等を適切かつ効率的に行えるよう、「ヒヤリハット・事故報告書」によりヒヤリハット等の事例を収集・分析し、作成した研修計画に基づき定期的に業務従事者の研修を行うものとする。

(衛生管理等)

第6 事業所は、別紙3「たん吸引等のために備えておくべき備品一覧」に掲げるたん吸引に用いる備品等について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、業務従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるものとする。

(感染症予防)

第7 事業所は、たん吸引による感染症について、対象者間の感染予防及び業務従事者が感染源となることを予防するため、消毒・滅菌の徹底、必要に応じて使い捨て機材の活用を図るとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるなど常に密接な連携を保つものとする。

2 事業所内において感染症が発生した場合は、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すものとする。

3 事業所内の感染症予防に関しては、「感染対策マニュアル」によるものとする。

(急変時等の対応)

第8 業務従事者が現にたん吸引等の業務に携わっているときに対象者の病状の急変が生じた場合には、速やかに医療関係者へ連絡を行うものとし、必要な措置については、感染症の発生時も含め、「夜間における連絡・対応マニュアル」によるものとする。

(秘密の保持)

第9 業務従事者及び医療関係者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象者の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10 この業務方法書に定めのない事項については、事業所の運営規程等に従い、適切に対応するものとする。

平成24年4月1日作成